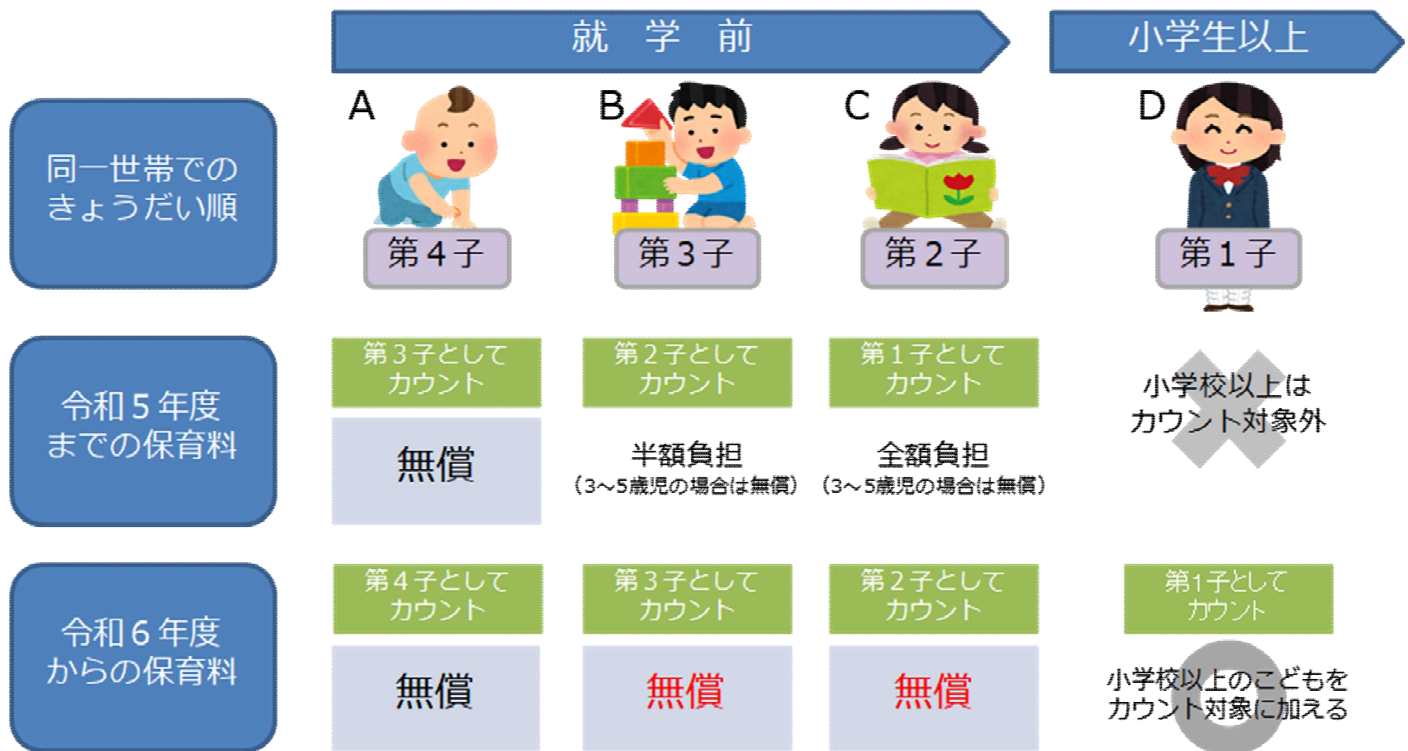


○第2子目以降無償化後のイメージ



令和6年4月から、保護者の所得やこどもの年齢等にかかわらず、生計を一にする世帯のこどもを全員カウントし、第2子目以降に該当するこどもの保育料を無償化します

○第2子目以降無償化後の負担軽減イメージ（上図を例にした場合）

★保育料第5階層（市町村民税所得割課税額が97,000円～168,999円の世帯）の場合...

月額保育料：35,000円

	Aさん	Bさん	Cさん
令和5年度まで	¥0	¥17,500	¥35,000
令和6年度から	¥0	¥0	¥0

➡ 年間63万円軽減に！

★保育料第6階層（市町村民税所得割課税額が169,000円～300,999円の世帯）の場合...

月額保育料：48,000円

	Aさん	Bさん	Cさん
令和5年度まで	¥0	¥24,000	¥48,000
令和6年度から	¥0	¥0	¥0

➡ 年間約86万円軽減に！